

財務諸表に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を生じさせる事象や状況は有りません。

2. 重要な会計方針

- (1) 社会福祉法人会計基準を採用
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・ 建物 構築物 器具及び備品 ― 定額法
 - ・ リース資産
所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
 - ・ ソフトウェア等無形固定資産 ― 残存価額を零とする定額法
- (3) 引当金の計上基準
 - ・ 退職給与引当金 ― 岩手県社会福祉協議会 「民間社会福祉事業退職共済事業」に基づき、事業所負担額の累計額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

加入している退職共済制度は、次のとおりである。

- ・ 確定給付型退職給付制度 ― 岩手県社会福祉協議会 「民間社会福祉事業退職共済事業」
- ・ 確定拠出型退職給付制度 ― 独）福祉医療機構 「社会福祉施設職員等退職手当共済制度」

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人が作成する財務諸表は以下の通りになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表 （第 1 号の 1 様式、第 2 号の 1 様式、第 3 号の 1 様式）
- (2) 幸町保育園拠点区分における拠点区分計算書
(第 1 号の 4 様式、第 2 号の 4 様式、第 3 号の 4 様式)

当法人は社会福祉事業のみを実施し、また拠点は幸町保育園単独である為、以下の作成を省略している。

- (第 1 号の 2 様式、第 2 号の 2 様式、第 3 号の 2 様式)
- (第 1 号の 3 様式、第 2 号の 3 様式、第 3 号の 3 様式)
- (3) 幸町保育園拠点区分におけるサービス区分の内容

「法人本部」、「幸町保育園」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土 地	0	0	0	0
建 物	60,847,777	0	4,291,412	56,556,365
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合 計	61,847,777	0	4,291,412	57,556,365

7. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補

助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に提供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物（基本財産） 56,556,365 円 である。

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（１年以内返済予定額を含む） 4,240,000 円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりです。

(単位：円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	103,657,310	47,100,945	56,556,365
構 築 物	2,244,678	1,385,872	858,806
器具及び備品	15,597,544	11,972,811	3,624,733
合 計	121,499,532	60,459,628	61,039,904

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

1 3. 重要な偶発債務

該当なし

1 4. 重要な後発事象

該当なし

**1 5. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、
負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項**

該当なし